西条市一般廃棄物処理手数料収納事務委託要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例（平成１６年西条市条例第１４４号。以下「条例」という。）別表に定める一般廃棄物処理手数料のうち、家庭系廃棄物の処理手数料（以下「手数料」という。）の収納事務を委託することについて、必要な事項を定めるものとする。

（委託の基準）

第２条　市長は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、適当と認める私人に、手数料の収納事務を委託することができる。

(1) 市内に店舗を有し、収納事務を当該私人に委託することにより、公金の収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められること。

(2) 市税の滞納がないこと。

(3) 市の指定袋及び粗大ごみ処理券（以下「指定袋等」という。）の適正な管理及び収納事務の適正な執行を行うことができること。

（収納事務の受託の申出）

第３条　手数料の収納事務を受託しようとする者は、西条市一般廃棄物処理手数料収納事務委託申出書（様式第１号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 市税の完納証明書（法人にあっては法人の納税証明書、個人商店にあっては個人の完納証明書）又は市税納税状況調書（様式第２号）

(2) 取扱店の位置図

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（契約の締結）

第４条　市長は、前条の規定による申出があったときは、これを審査し、第２条に規定する委託の基準を満たしていると認めるときは、西条市一般廃棄物処理手数料収納事務委託契約書（様式第３号）により契約を締結するものとする。この場合において、契約は店舗ごとに締結するものとする。

２　市長は、前項の規定により、契約を締結した者（以下「受託者」という。）に対し、西条市一般廃棄物処理手数料収納事務委託証明書（様式第４号）を交付するものとする。

３　市長は、第１項の規定により契約を締結したときは、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５８条第２項の規定により、その旨を告示し、かつ、速やかに広報誌等により公表しなければならない。当該契約を解除した場合も、同様とする。

（収納の方法）

第５条　受託者は、家庭系廃棄物の処理を行おうとする者（以下「利用者」という。）

から、指定袋等と引換えに、手数料を収納する。

２　指定袋等の引換えは、指定袋にあっては１組（１０枚）単位で、粗大ごみ処理券にあっては１枚単位で行わなければならない。

（契約の期間）

第６条　契約の期間は、契約締結の日から当該日が属する会計年度の３月３１日までとし、契約の期間満了の日の１月前までに、市長又は受託者から特別に意思表示がないときは、同一条件で契約を１年ごとに更新するものとする。

（委託料）

第７条　市長は、受託者に対し、西条市一般廃棄物処理手数料収納事務委託料として、収納事務に係る委託料を支払うものとする。

２　委託料の額は、指定袋等の数量に、次の表に規定する単価を乗じて得た額の合計額に、消費税及び地方消費税相当額を加えた額（当該額に１円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とする。

種類	区分	単価（税抜き）
指定袋 （もえるごみ及びもえないごみ）	大 （１箱２５０枚）	１，１２５円／箱
	中 （１箱５００枚）	１，５００円／箱
	小 （１箱５００枚）	１，０００円／箱
粗大ごみ処理券	冊 （１０枚綴り）	３００円／冊

３　市長は、第１０条の規定による納入の際に、委託料を地方自治法施行令第１６４条の規定による繰替払の方法により支出するものとする。

（契約保証金の免除）

第８条　契約の契約保証金は、免除とする。

（注文及び引渡し）

第９条　指定袋等の注文を行おうとする受託者（以下「注文者」という。）は、注文書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による注文があったときは、当該注文に係る指定袋等を注文者に引き渡すとともに、納入通知書及び納品書（様式第６号）を交付するものとし、注文者は、受領書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

３　注文者に手数料の未納がある場合は、前項の規定にかかわらず、市長は、指定袋等の引渡しを行わないことができる。

４　第２項の規定による指定袋等の引渡しは、指定袋にあっては１箱単位で、粗大ごみ処理券にあっては１冊単位で行うものとする。

（納入方法）

第１０条　注文者は、前条の規定により指定袋等の引渡しを受けたときは、市長が指定する期日までに、当該指定袋等に係る手数料から委託料を差し引いた額を、納入通知書により納入しなければならない。

（指定袋等の取扱い）

第１１条　受託者は、指定袋等を景品等として使用してはならない。

２　受託者は、指定袋等について、手数料と異なる額で引き換えてはならない。

３　受託者は、指定袋等について、紛失、盗難等の事故が発生しないよう適正に管理しなければならない。

（指定袋等の返還）

第１２条　市長は、第９条の規定により引き渡した指定袋等の返還には応じないものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 市長が指定袋等の種類若しくは規格を変更し、又は廃止したとき。

(2) 第２１条第２項の規定により契約を解除したとき。

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長がやむを得ない事由があると認めるとき。

２　前項ただし書の規定により、市長が返還を認めるときは、その返還方法については、その都度市長が定めるものとする。

（不良品の報告）

第１３条　受託者は、利用者から指定袋等の不良品（以下「不良品」という。）の報告があった場合(不良品が利用者の責めに帰すべき事由により生じた場合を除く。)は、速やかに不良品を交換し、当該不良品を保管し市長に報告しなければならない。

２　市長は、前項の規定による不良品の交換を行った店舗において、指定袋等と不良品の現物を、受託者と引き換えるものとする。

（権利義務の譲渡禁止）

第１４条　受託者は、契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、市長の承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第１５条　受託者は、市長から委託された手数料の収納事務を、他に委託してはならない。

（変更の届出）

第１６条　受託者は、契約の期間内において、名称又は代表者を変更したときは、速やかに西条市一般廃棄物処理手数料収納事務委託変更届出書(様式第８号)により、市長に届け出なければならない。

（調査等）

第１７条　市長は、必要があるときは収納事務の履行に関し随時に調査し、報告を求め、又は適正な措置を求めることができる。

（秘密の遵守）

第１８条　受託者は、収納事務の実施によって知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）その他関係法令の規定を遵守し、取り扱わなければならない。委託期間が満了した後についても同様とする。

（損害の負担）

第１９条　受託者は、事務を行うにつき市に損害を与えたときは、その費用を負担しなければならない。ただし、その損害のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、この限りでない。

２　事務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその損害額を負担しなければならない。この場合において、その損害が市の負担に係るときは、受託者はあらかじめ市の同意を得なければならない。

（契約解除）

第２０条　市長は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第２条に規定する委託の基準を満たさなくなったとき。

(2) その責めに帰すべき事由により収納事務が履行されないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受託者が個人である場合はその者を、受託者が法人である場合はその役員又はその支店若しくは常時業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(4) 前３号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

２　市長は、前項の規定により契約を解除する場合は、西条市一般廃棄物処理手数料収納事務委託契約解除通知書（様式第９号）により、受託者に通知するものとする。

３　受託者は、自己の都合により契約を解除するときは、当該契約の解除の日から起算して７日（市の休日（西条市の休日を定める条例（平成１６年西条市条例第２号）第１条第１項に規定する市の休日をいう。）を含む。）以内に市長に申し出なければならない。

４　市長は、第１項又は前項の規定により契約が解除となった場合は、既に納入された手数料を還付しないものとする。

５　市長は、第１項又は第３項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を受託者に請求することができる。

（手数料、委託料その他契約条件の変更）

第２１条　市長は、手数料、委託料その他契約条件について変更するときは、受託者に、変更の１月前までに書面にてその内容を通知するものとする。

２　受託者は、前項の規定による変更に異議があるときは、契約の解除を申し出ることができる。

（紛争の解決）

第２２条　契約において、市長と受託者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに市長が定めたものに受託者が不服がある場合その他契約に関して市長と受託者との間に紛争を生じた場合には、市長及び受託者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。この場合において、紛争の処理に要する費用については、市長と受託者とが協議して特別の定めをしたものを除き、市長と受託者とがそれぞれ負担する。

２　第１項の規定にかかわらず、市長又は受託者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争の解決の手続前又は手続中であっても同項の市長と受託者との間の紛争について民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和２６年法律第２２２号)に基づく調停の申立てを行うことができる。

（合意管轄）

第２３条　契約に関する一切の紛争については、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）

第２４条　契約に定めのない事項については、西条市会計規則（平成１６年西条市規則第４１号）その他市長の定める諸規程によるものとし、当該諸規程に定めのない事項については必要に応じて市長と受託者とが協議して定めるものとする。

（その他）

第２５条　この告示に定めるもののほか、手数料の収納事務の委託に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和４年１１月２５日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

西条市長　　殿

申請者　　所在地

事業所名
代表者名
電話番号

西条市一般廃棄物処理手数料収納事務委託申出書

西条市一般廃棄物処理手数料の収納事務の委託を受けたいので、西条市一般廃棄物処理手数料収納事務委託要綱第３条の規定により、次のとおり申し出ます。

（フリガナ） 店舗名	店舗所在地	店舗電話番号 ＦＡＸ番号	主な販売品 又は店舗の種類
	西条市		
	西条市		
	西条市		
	西条市		
	西条市		

添付書類

(1) 市税の完納証明書（法人にあっては法人の納税証明書、個人商店にあっては個人の完納証明書）又は市税納税状況調書（様式第２号）

(2) 取扱店の位置図

(3) その他市長が必要と認める書類

様式第２号（第３条関係）

年　　月　　日

市税納税状況調書

西条市一般廃棄物処理手数料の収納事務の委託を受けるため、当社の市税の納税状況を調査することについて同意します。

申請者　　住所
事業所名

代表者名

店舗住所　　（※　　年　　月　開店予定）

※開店予定である場合は、店舗住所の後に、開店予定年月を記入してください。

担当者 職（担当）　　氏名 電話番号

以下の欄は記入不要

上記の者について、納税状況の調査をお願いします。

年　　月　　日

西条市長　　殿

西条市長　　印

該当する欄に○を記入してください。		滞納なし
		滞納あり
		該当なし

納税状況は上記のとおりです。

年　　月　　日　　西条市長　　印

様式第３号（第４条関係）

西条市一般廃棄物処理手数料収納事務委託契約書

委託者　西条市と受託者　　は、西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例（平成１６年西条市条例第１４４号）別表に定める一般廃棄物処理手数料のうち、家庭系廃棄物の処理手数料（以下「手数料」という。）の収納事務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（委託事務の名称）

第１条　この契約による委託事務の名称は、西条市一般廃棄物処理手数料収納事務とする。

（目的）

第２条　委託者は、受託者に対し、西条市一般廃棄物処理手数料収納事務委託要綱に基づく手数料の収納事務を委託し、受託者はこれを受託する。

（収納店舗）

第３条　手数料の収納事務を行う店舗は、次のとおりとする。

店舗住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

店舗名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（収納の方法）

第４条　受託者は、家庭系廃棄物の処理を行おうとする者（以下「利用者」という。）から、委託者が指定する指定袋及び粗大ごみ処理券（以下「指定袋等」という。）と引換えに、次の表に掲げる手数料を収納する。

種類	区分	手数料
指定袋 （もえるごみ及びもえないごみ）	大	４５円／枚
	中	３０円／枚
	小	２０円／枚
粗大ごみ処理券	－	３００円／枚

２　指定袋等の引換えは、指定袋にあっては１組（１０枚）単位で、粗大ごみ処理券にあっては１枚単位で行わなければならない。

（契約の期間）

第５条　契約の期間は、契約締結の日から当該日が属する会計年度の３月３１日までとし、契約の期間満了の日の１月前までに、委託者又は受託者から特別に意思表示がないときは、同一条件で契約を１年ごとに更新するものとする。

（委託料）

第６条　委託者は、受託者に対し、西条市一般廃棄物処理手数料収納事務委託料とし

て、収納事務に係る委託料を支払うものとする。

２　委託料の額は、指定袋等の数量に、次の表に規定する単価を乗じて得た額の合計額に、消費税及び地方消費税相当額を加えた額（当該額に１円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とする。

種類	区分	単価（税抜）
指定袋 （もえるごみ及びもえないごみ）	大 （１箱２５０枚）	１，１２５円／箱
	中 （１箱５００枚）	１，５００円／箱
	小 （１箱５００枚）	１，０００円／箱
粗大ごみ処理券	冊 （１０枚綴り）	３００円／冊

３　委託者は、第９条の規定による納入の際に、委託料を地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６４条の規定による繰替払の方法により支出するものとする。

（契約保証金）

第７条　契約保証金は、免除とする。

（注文及び引渡し）

第８条　受託者は、手数料と引き換える指定袋等について、委託者に、注文書（様式第５号）を提出することにより注文しなければならない。

２　委託者は、前項の規定による注文があったときは、当該注文に係る指定袋等を受託者に引き渡すとともに、納入通知書及び納品書（様式第６号）を交付するものとし、受託者は、受領書（様式第７号）を委託者に提出しなければならない。

３　受託者に手数料の未納がある場合は、前項の規定にかかわらず、委託者は、指定袋等の引渡しを行わないことができる。

４　第２項の規定による指定袋等の引渡しは、指定袋にあっては１箱単位で、粗大ごみ処理券にあっては１冊単位で行うものとする。

（納入方法）

第９条　受託者は、前条の規定により指定袋等の引渡しを受けたときは、委託者が指定する期日までに、当該指定袋等に係る手数料から委託料を差し引いた額を、納入通知書により納入しなければならない。

（指定袋等の取扱い）

第１０条　受託者は、指定袋等を景品等として使用してはならない。

２　受託者は、指定袋等について、手数料と異なる額で引き換えてはならない。

３　受託者は、指定袋等について、紛失、盗難等の事故が発生しないよう適正に管理

しなければならない。

（指定袋等の返還）

第１１条　委託者は、第８条の規定により引き渡した指定袋等の返還には応じないものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 委託者が指定袋等の種類若しくは規格を変更し、又は廃止したとき。

(2) 第２０条第２項の規定により契約を解除したとき。

(3) 前２号に掲げるもののほか、委託者がやむを得ない事由があると認めるとき。

２　前項ただし書の規定により、委託者が返還を認めるときは、その返還方法については、その都度委託者が定めるものとする。

（不良品の報告）

第１２条　受託者は、利用者から指定袋等の不良品（以下「不良品」という。）の報告があった場合(不良品が利用者の責めに帰すべき事由により生じた場合を除く。)は、速やかに不良品を交換し、当該不良品を保管し委託者に報告しなければならない。

２　委託者は、前項の規定による不良品の交換を行った店舗において、指定袋等と不良品の現物を、受託者と引き換えるものとする。

（権利義務の譲渡禁止）

第１３条　受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第１４条　受託者は、委託者から委託された手数料の収納事務を他に委託してはならない。

（変更の届出）

第１５条　受託者は、契約の期間内において名称又は代表者を変更したときは、速やかに西条市一般廃棄物処理手数料収納事務委託変更届出書（様式第８号）により、委託者に、届け出なければならない。

（調査等）

第１６条　委託者は、必要があるときは収納事務の履行に関し随時に調査し、報告を求め、又は適正な措置を求めることができる。

（秘密の遵守）

第１７条　受託者は、収納事務の実施によって知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）その他関係法令の規定を遵守しなければならない。委託期間が満了した後についても同様とする。

（損害の負担）

第１８条　受託者は、事務を行うにつき委託者に損害を与えたときは、その費用を負担しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由によ

り生じたものについては、この限りでない。

２　事務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその損害額を負担しなければならない。この場合において、その損害が委託者の負担に係るときは、受託者はあらかじめ委託者の同意を得なければならない。

（契約解除）

第１９条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 次に掲げる委託の基準を満たさなくなったとき。

ア 市内に店舗を有し、収納事務を受託者に委託することにより、公金の収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められること。

イ 市税の滞納がないこと。

ウ 指定袋等の適正な管理及び収納事務の適正な執行を行うことができること。

(2) その責めに帰すべき事由により収納事務が履行されないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受託者が個人である場合はその者を、受託者が法人である場合はその役員又はその支店若しくは常時業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(4) 前３号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的達成することができないと認められるとき。

２　委託者は、前項の規定により契約を解除する場合は、西条市一般廃棄物処理手数

料収納事務委託契約解除通知書（様式第９号）により、受託者に通知するものとする。

３　受託者は、自己の都合により契約を解除するときは、当該契約の解除の日から起算して７日（市の休日（西条市の休日を定める条例（平成１６年西条市条例第２号）第１条第１項に規定する市の休日をいう。）を含む。）以内に委託者に申し出なければならない。

４　第１項又は前項の規定により契約が解除となった場合は、既に納入された手数料を還付しないものとする。

５　委託者は、第１項又は第３項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を受託者に請求することができる。

（手数料、委託料その他契約条件の変更）

第２０条　委託者は、手数料、委託料その他契約条件について変更するときは、受託者に、変更の１月前までに書面にてその内容を通知するものとする。

２　受託者は、前項の規定による変更に異議があるときは、契約の解除を申し出ることができる。

（紛争の解決）

第２１条　この契約において、委託者と受託者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに委託者が定めたものに受託者が不服がある場合その他この契約に関して委託者と受託者との間に紛争を生じた場合には、委託者及び受託者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。この場合において、紛争の処理に要する費用については、委託者と受託者とが協議して特別の定めをしたものを除き、委託者と受託者とがそれぞれ負担する。

２　第１項の規定にかかわらず、委託者又は受託者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争の解決の手続前又は手続中であっても同項の委託者と受託者との間の紛争について民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和２６年法律第２２２号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（合意管轄）

第２２条　契約に関する一切の紛争については、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）

第２３条　この契約に定めのない事項については、西条市会計規則（平成１６年西条市規則第４１号）その他委託者の定める諸規程によるものとし、当該諸規程に定めのない事項については必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自１通を保有する。

年　　月　　日

委託者　　住　所　愛媛県西条市明屋敷１６４番地

氏　名　西条市
西条市長

受託者　　住　所

氏　名

様式第４号（第４条関係）

西条市一般廃棄物処理手数料収納事務委託証明書

年　　月　　日

西条市長　　印

次の者について、西条市一般廃棄物処理手数料のうち、家庭系廃棄物の処理手数料について、収納事務の委託を受けていることを証する。

店舗の番号	
店舗の所在地	
店舗の名称	
氏名又は代表者の氏名	
指定期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
条　件	１　関係法令や委託契約に基づき、適正に事務を執行すること。 ２　委託された指定袋等を適正に管理すること。

様式第５号（第９条関係）

注　文　書

年　　月　　日

西条市長　　殿

受託者　住所（所在地）

事業所名

代表者名

店舗名

次のとおり注文します。

種類			基準数量 枚数／箱（冊）	注文数 箱（冊）数
指定袋	もえるごみ用	大	２５０枚／箱	
		中	５００枚／箱	
		小	５００枚／箱	
	もえないごみ用	大	２５０枚／箱	
		中	５００枚／箱	
		小	５００枚／箱	
	計	大	２５０枚／箱	
		中	５００枚／箱	
		小	５００枚／箱	
粗大ごみ処理券			１０枚／冊	

※手数料・委託料・差引納入額の算出方法

区分	注文 箱・冊数	手数料		税抜き委託料		委託料の消費税等 （委託料×消費税率） 円未満切捨て
		単価	料金	単価	委託料	
袋大	箱	11,250 円	円	1,125 円	円	
袋中	箱	15,000 円	円	1,500 円	円	
袋小	箱	10,000 円	円	1,000 円	円	
処理券	冊	3,000 円	円	300 円	円	
計		計	円	計	円	円

差引納入額

手数料①	税抜き委託料②	委託料の消費税③	差引納入額	備考
円	円	円		①－②－③

様式第６号（第９条関係）

納　品　書

No.

年　　月　　日作成

発送日　　年　　月　　日

西条市役所　　部　　課 〒793-8601 西条市明屋敷 164 番地 電話番号　(0897)56-5151

事業所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　様

次のとおり納品しました。

	種　類		手数料単価（箱・冊）	箱数（箱・冊）	代金（円）
指定袋	もえるごみ用	(大)250 枚/箱	11,250 円		
		(中)500 枚/箱	15,000 円		
		(小)500 枚/箱	10,000 円		
	もえないごみ用	(大)250 枚/箱	11,250 円		
		(中)500 枚/箱	15,000 円		
		(小)500 枚/箱	10,000 円		
粗大ごみ処理券		10 枚/冊	3,000 円		
手数料計（円）					

委託料（円）	指定袋　（大）　1,125 円/箱	円
	指定袋　（中）　1,500 円/箱	
	指定袋　（小）　1,000 円/箱	
	粗大ごみ処理券　　300 円/冊	
	消費税及び地方消費税相当額	円
	計	

合計（手数料計　―　委託料計）	円

地図　No.		納付書　No.	

様式第７号（第９条関係）

受　領　書

No.

年　　月　　日作成

西条市長　　殿

発送日　　年　　月　　日

事業所名

代表者名　　㊞

次のとおり受領しました。

	種　類		手数料単価（箱・冊）	箱数（箱・冊）	代金（円）
指定袋	もえるごみ用	(大)250 枚/箱	11,250 円		
		(中)500 枚/箱	15,000 円		
		(小)500 枚/箱	10,000 円		
	もえないごみ用	(大)250 枚/箱	11,250 円		
		(中)500 枚/箱	15,000 円		
		(小)500 枚/箱	10,000 円		
粗大ごみ処理券		10 枚/冊	3,000 円		
手数料計（円）					

委託料（円）	指定袋　（大）　1,125 円/箱	円
	指定袋　（中）　1,500 円/箱	
	指定袋　（小）　1,000 円/箱	
	粗大ごみ処理券　　300 円/冊	
	消費税及び地方消費税相当額	円
計		

合計（手数料計　―　委託料計）	円

受領者サイン	

地図　No.		納付書　No.	

様式第８号（第１６条関係）

西条市一般廃棄物処理手数料収納事務委託変更届出書

年　　月　　日

西条市長　　殿

受託者　住所（所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

名称又は代表者について、次のとおり変更したので届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

様式第９号（第２０条関係）

年　　月　　日

西条市一般廃棄物処理手数料収納事務委託契約解除通知書

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

西条市長　　印

年　　月　　日締結の西条市一般廃棄物処理手数料収納事務委託契約書第１９条の規定により、西条市一般廃棄物処理手数料の収納事務の委託契約を解除します。

解除の理由